

諮問事項に係る新旧対照表

1. 電気（直流・低周波）

現行

特定標準器 (法第134条第1項)	特定副標準器 (法第134条第2項)	校正等の実施（法第135条第1項）	
		校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器
ジョセフソン効果電圧測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの	<u>ジョセフソン効果電圧測定装置</u> 、電圧発生装置及び電圧比測定装置であって日本電気計器検定所が保管するもの	日本電気計器検定所	電圧発生装置又は電圧測定装置であって、校正範囲が1 V以上10 V以下のものであり、かつ、精度が0.5 ppmより低いもの
	標準分圧器であって、日本電気計器検定所が保管するもの		標準分圧器であって、校正範囲が100 kV以下のもの

改正

特定標準器 (法第134条第1項)	特定副標準器 (法第134条第2項)	校正等の実施（法第135条第1項）	
		校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器
ジョセフソン効果電圧測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの	電圧発生装置及び電圧比測定装置であって日本電気計器検定所が保管するもの	日本電気計器検定所	電圧発生装置又は電圧測定装置であって、校正範囲が1 V以上10 V以下のものであり、かつ、精度が0.5 ppmより低いもの
	標準分圧器であって、日本電気計器検定所が保管するもの		標準分圧器であって、校正範囲が100 kV以下のもの

_____ : 諮問事項

2. (1) 濃度 (標準物質 (標準ガス))

新規

特定標準物質を製造するための器具、機械若しくは装置 (法第134条第1項)	特定標準物質 (法第135条第1項)	校正等の実施 (法第135条第1項)	
		校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う標準物質
標準ガスを製造するための標準ガス製造用精密天びん、標準ガス調製装置及び分析計測装置 (以下、「標準ガス製造装置」という。) であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管するもの	<u>揮発性有機化合物14種混合標準ガスであって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準ガス製造用精密天びん、標準ガス調製装置及び分析計測装置を用いて製造されたもの</u>	<u>一般財団法人化学物質評価研究機構</u>	<u>揮発性有機化合物14種混合標準ガスのうち窒素希釈のものであって、1, 1-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、cis-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、四塩化炭素、ベンゼン、1, 2-ジクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、cis-1, 3-ジクロロプロペン、trans-1, 3-ジクロロプロペン、塩化ビニル及びtrans-1, 2-ジクロロエチレンの各濃度が1 volppmのもの</u>

_____ : 諮問事項

2. (2) 濃度 (標準物質 (pH標準液以外の標準液))

新規

特定標準物質を製造するための器具、機械若しくは装置 (法第134条第1項)	特定標準物質 (法第135条第1項)	校正等の実施 (法第135条第1項)	
		校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う標準物質
標準液を製造するための標準液製造用精密天びん、超純水製造装置及び分析計測装置であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管するもの	<u>チタン標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん、超純水製造装置及び分析計測装置を用いて製造されたもの</u>	<u>一般財団法人化学物質評価研究機構</u>	<u>チタン標準液であって、濃度が1 g/Lのもの</u>

_____ : 諮問事項

3. 放射線・放射能・中性子

現行

特定標準器 (法第134条第1項)	特定副標準器 (法第134条第2項)	校正等の実施 (法第135条第1項)	
		校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器
グラファイト壁空洞電離箱式照射線量設定装置及びグラファイトカロリメータであつて、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの		経済産業大臣 (ただし、法第168条の2の規定により国立研究開発法人産業技術総合研究所)	吸収線量又は吸収線量率を計量する計量器を校正するために用いられる γ 線水吸収線量用電離箱式線量計であつて、0.1 Gy以上200 Gy以下の一定の水吸収線量(コバルト60を線源として用いる場合における当該線源から発せられる γ 線に係る水吸収線量をいう。)を計量するもの
			吸収線量を計量する計量器を校正するために用いられる水吸収線量用電離箱式線量計であつて1 Gy以上200 Gy以下の一定の水吸収線量(公称加速電圧が6 MV、10 MV及び15 MVで加速された電子により生じた光子線の水吸収線量をいう)を計量するもの

改正

特定標準器 (法第134条第1項)	特定副標準器 (法第134条第2項)	校正等の実施 (法第135条第1項)	
		校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器
グラフィイト壁空洞電離箱式照射線量設定装置及びグラフィイトカロリメータであつて、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの		経済産業大臣 (ただし、法第168条の2の規定により国立研究開発法人産業技術総合研究所)	吸収線量又は吸収線量率を計量する計量器を校正するために用いられるγ線水吸収線量用電離箱式線量計であつて、0.1 Gy以上200 Gy以下の一定の水吸収線量(コバルト60を線源として用いる場合における当該線源から発せられるγ線に係る水吸収線量をいう。)を計量するもの
			吸収線量を計量する計量器を校正するために用いられる水吸収線量用電離箱式線量計であつて1 Gy以上200 Gy以下の一定の水吸収線量(公称加速電圧が6 MV、10 MV及び15 MVで加速された電子により生じた光子線の水吸収線量をいう)を計量するもの
グラフィイトカロリメータであつて、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの		経済産業大臣 (ただし、法第168条の2の規定により国立研究開発法人産業技術総合研究所)	<u>吸収線量を計量する計量器を校正するために用いられる水吸収線量用電離箱式線量計であつて1 Gy以上100 Gy以下の一定の水吸収線量(公称加速電圧が9 MV、12 MV、15 MV及び18 MVで加速された電子により生じた電子線の水吸収線量をいう)を計量するもの</u>

_____ : 諮問事項